

令和 7 年第 8 回狭山市定例教育委員会会議議事録

開 催 日 時 令和 7 年 8 月 19 日（火）
午後 1 時 30 分から午後 4 時 14 分まで

開 催 場 所 市役所 5 階 教育委員会室

出 席 者 教 育 長 滝 嶋 正 司
教育長職務代理者 古 谷 広 明
委 員 宮 崎 英 子
委 員 安河内 由 香
委 員 青 田 和 義

欠 席 者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名

生涯学習部長	五十嵐 和 也	次長兼教育総務課長	増 島 康 浩
教育施設管理課長	山 崎 吉 崇	社会教育課長	石 井 巳代子
中央公民館長	北 田 覚	中央図書館長	原 由美子
スポーツ振興課長	河 井 一 敏	学校教育部長	宇佐見 昌 義
次長兼教育指導課長	利根川 浩 子	教育センター所長	坂 木 裕 子
学 務 課 長	岩 田 剛 平	学校規模適正化担当課長	板 倉 一 元
入間川学校給食センター所長	高 島 勝 利	書 記	大 熊 正 則

会議の公開・非公開 議案第 55 号及び議案第 56 号の 2 議案については、個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから非公開とした。

傍 聴 者 数 0 名

報告事項

- ・戦後 80 年狭山市戦没者追悼平和祈念式典について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

戦後 80 年狭山市戦没者追悼平和祈念式典は、10 月 17 日（金）13 時から市民交流センターコミュニティホールを会場に、狭山市・狭山市教育委員会の主催により 2 部制で実施する。第 1 部は戦没者追悼式を、第 2 部は平和祈念講演会を予定しており、講演会の講師には中島寿々江氏をお招きし、「広島での原爆体験」をテーマに講演をお願いする。講演会には、入間川東小学校の 6 年生が参

加するが、他の市内公立小学校の 6 年生には、講演会の内容をライブ配信する予定である。なお、都合により視聴ができない小学校には、後日 DVD を配布し、平和学習に活用してもらう予定である旨の報告がなされた。

- ・令和 7 年度当初就学援助認定者数について

報告者（学務課長）

（要旨）

就学援助は、経済的な理由により、公立の小中学校で必要な学用品の購入や給食費の支払いが困難な家庭に対して、必要な費用の一部を援助するものである。市内公立小学校 15 校の児童数は 5,956 名であり、うち要保護者数は 13 名、準要保護者数は 588 名で、認定者数の合計は 601 名である。非認定者数は 72 名であるが、その多くは所得基準を超過している世帯であった。その他、審査に必要な書類の未提出や未申告が理由で非認定となった。小学校の認定率は昨年度と比較し、0.2 ポイント減少し 10.1%となっている。市内公立中学校 8 校の生徒数は 3,208 名であり、うち要保護者数は 8 名、準要保護者数は 356 名で、認定者数の合計は 364 名である。非認定者数は 50 名であるが、非認定の主な理由は、小学校と同じく所得基準の超過である。中学校の認定率は昨年度と比較し、1.6 ポイント減少し 11.3%となっている。小中学校の合計は、9,164 名の児童生徒数に対し、認定者数の合計は 965 名であり、昨年度に比べ 78 名の減となっている。小中学校全体の認定率は 10.5%で、昨年度と比較し 0.7 ポイントの減となっている。これら認定者数と認定率の減少は、児童生徒数が減少していることや、社会的な賃金の上昇により保護者の収入が徐々に増加していることが要因と捉えている旨の報告がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）
（スポーツ振興課長）

（要旨）

社会教育課関係 5 件、スポーツ振興課関係 1 件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用を承認した旨の報告がなされた。

- ・入間川小学校の施設開放について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

現在、入間川小学校の施設については、入間川小学校施設の開放に関する規則第 9 条及び同規程第 12 条により、照明等の器具を使用するときは実費相当額を徴収しているが、空調機器の使用については特に定めていなかった。今年度、かなり気温が高い状況が続いていることから、利用者の体調を鑑み講堂の空調機器を利用する場合には、実費相当額を徴収しようと考えている。具体的には、30 分の使用につき 500 円を徴収する方向で、現在、事務を進めている。

調整が整い次第、空調機器の利用を開始する予定となっている。料金の算出根拠は、現在、武道館では、空調機器の使用料を 2 時間 1,000 円としているが、武道館と入間川小学校の講堂の容積を比較し、また、ガスの基本料金が上がっていることなどを考慮し 30 分 500 円徴収しようとするものである旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、近隣市でも同じような取組をしているところがあると思うが、その状況はとの質疑に、ふじみ野市では 1 時間 500 円、さいたま市では、学校の規模によって異なるが、1 時間 1,000 円と 1 時間 2,000 円、富士見市では 1 時間 500 円、三芳町では 1 時間 800 円という金額設定となっている旨の答弁がなされた。

・市内中学生の死亡事案について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

去る 8 月 9 日、土曜日午後 10 時 40 分ごろ、西武新宿線狭山市駅で、狭山市在住の中学 3 年生の男子生徒が、本川越駅発西武新宿行き上り準急電車にはねられ死亡した旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、在学した学校での生徒あるいは保護者に対する説明など、今後の予定はとの質疑に、現在対応を確認しているが、適切に行われるようしっかりと確認していく旨の答弁がなされた。

・学校給食意識調査結果について

報告者（入間川学校給食センター所長）

（要旨）

現在、小学生月額 4,300 円、中学生月額 5,000 円の学校給食費により給食を提供しているが、食材費の高騰もあり、現在の学校給食費だけでは満足な給食を提供できなくなっている。令和 7 年度は国の補助金を活用し、現在の給食費にプラス一食ひとり当たり 73 円、月額にして 1,200 円の補助を上乗せしているが、来年度以降も国の補助が見込めるか不透明な状況であり、今後も摂取基準を満たす学校給食を提供していくためには、学校給食費の改定を含め検討する必要がある。このことから、令和 7 年 5 月 23 日から 6 月 8 日の期間に、市内の公立小中学校に在学する児童生徒の保護者を対象に、さやまっ子メールを使いアンケート調査を実施したものであり、対象数は 6,349 世帯、回答数 2,381 世帯、回答率 37.5%であった。調査内容は、現状の学校給食について（自由記述）、狭山市の学校給食費の価格についてどう感じるか、給食費の改定についてどう考えるか、その中で、「値上げが必要」と考えた理由、「金額を上げずに給食回数を減らす」と考えた理由、「値上げが必要」と選択した方のみ妥当な値上げ金額、学校給食に関しての要望等（自由記述）である。「狭山市の学校給食費の価格についてどう感じますか」に対して、「適正」が 57%で過半数を占めており、「かなり安い」と「安い」は合わせると 31%であった。「給食

費の改定についてどう考えますか」に対して、「現状維持が良い（補助金あり）」が 59%と最も多い結果であった。また、「値上げが必要」は 29%であり、値上げが必要と感じた理由は、「食材の高騰が顕著であるため」が 42%と最も多く、物価の高騰を実感していることがうかがえる。現状の学校給食についての要望等（自由記述）のうち、主なものとして、他自治体で無償化しているのだから、狭山市でも無償化できないのかとの意見に対しては、市費での無償化の予定はないが、国では令和 8 年度から小学校での無償化を目指すと表明していることから、今後の国の動向を注視していく旨の回答を予定している。値上げしても良いが、値上げ分は公費で補助して欲しいとの要望に対しては、令和 7 年度は国の補助金を活用し、現在の給食費に一食ひとり当たり 73 円の補助を上乗せして献立を作成している。令和 8 年度以降については、国で無償化を表明しているものの補助金を含め、現在のところ何も決まっていない旨の回答を予定している。参考として、学校給食費の使い道（主な内訳）は、給食に必要な食材の購入に使用しており、その他の経費（人件費、光熱水費、施設管理費、食器代、運送費等）は市費で負担していると記載する予定である旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、今日報告されたアンケート結果は、公表するのかとの質疑に、現時点では、市のホームページで公表する予定である旨の答弁がなされた。委員からは、このようなアンケートを実施することで保護者の方たちが考える一つのきっかけになると思う。ただ単に無償化がいいというわけではなく現状を知ってもらい、例えば、値上げが必要な金額として妥当なのはいくらかとそこまで一旦考えると思う。調査結果を見ると、無回答もあり、まだそこまで考えるに至らない、自分で調べる時間がないということも考えられるので、保護者にこのような投げかけをしてとても良かったと考えている。その結果をできる範囲で公表して、さらに他の保護者の考え方がこうなのかというふうに思ってもらい、他の保護者の考え方も知るという意味で、良い方法で公表してほしい旨の要望がなされた。

近隣市の給食費はいくらかとの質疑に、令和 5 年 9 月の埼玉県内の調査によると、川越市では、小学生は月額 4,350 円で狭山市より 50 円高く、中学生は月額 5,250 円で狭山市より 250 円高い。入間市では、小学生が月額 4,400 円、中学生は月額 5,100 円であり、それらと比較すると狭山市は若干低いと認識している。なお、入間市では給食のない 8 月も給食費を徴収しているので、8 月は給食費を徴収していない狭山市と比べ、月額はそれ程差がないように見えるが、年額でいうと 1 月分以上金額が異なる旨の答弁がなされた。

・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（入間川学校給食センター所長）

（要旨）

令和 7 年度第 1 回狭山市立学校給食センター運営委員会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

委員からは、コロナ禍の時に2か月間学校が臨時休業となり給食もなかったが、その時、ある小学校のPTA会長に話を聞いたら、臨時休業前の1か月間の米が1週間でなくなったと。要するに、子どもたちは、学校給食がない分、家で食べるので食材がなくなるのが早いということであった。それだけ子どもの成長には、何をどれだけ食べるのかということは大切なことであり、特に、3食のうちの1食を担う学校給食はそれだけ重要な役割を持っていると考えたときに、これだけ食材が高騰する中、子どもたちに必要な栄養素を満たすだけの金額は確保すべきだと考えているので、どうしてもそれが叶わないとするならば、給食費の値上げは、今の時代はやむを得ないのではないかと考える。それを何で賄うのかということはまた別問題であるが、公費でということであれば、市町村ごとに違うというのは非常に好ましくないことなので、国として責任を持ってどういうふうに給食費を設定するか、もっと動くべきだと考えている。どこが負担するにしても、子どもたちに必要な栄養素を確保するための食材に必要な金額は、負担してもらわなければならないと考えている旨の意見がなされた。

議 案

議案第51号 狭山市立公民館条例の一部を改正する条例

受益者負担の適正化を図るため、狭山市立中央公民館及び狭山市立新狭山公民館の使用料の額を改定することについて、令和7年第3回狭山市議会定例会に議案を提出するため、提案がなされたものである。

議案第51号については、原案可決した。

議案第52号 令和7年度狭山市一般会計補正予算（第3号）－教育費

令和7年度狭山市一般会計補正予算（教育費）に関する議案を令和7年第3回狭山市議会定例会に提出するため、提案がなされたものである。

議案第52号については、原案可決した。

議案第53号 令和6年度狭山市一般会計歳入歳出決算（教育関係）

令和6年度狭山市一般会計歳入歳出決算（教育関係）について、市議会の認定を受けるため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、歳入 19 款寄付金、1 項 7 目教育費寄付金 200 万円について、主な内容に「まち・ひと・しごと創生推進事業寄附金」とあるが、これはどういった制度で、どこから寄付されたのかとの質疑に、この寄附金は、企業版ふるさと納税と言われているものであり、民間事業者から教育のためにということで寄付されたものについて、教育総務費寄附金として受け入れたものである旨の答弁がなされた。歳入 20 款繰入金、2 項 10 目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金の主な内容を見ると、小中学生学習支援事業基金繰入金と記載されているが、この調整交付金はこういった内容のものに交付されるのかとの質疑に、特定防衛施設周辺整備事業調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 9 条に基づくもので、狭山市に所在する入間基地は、特定防衛施設という位置づけになっており、その関係で防衛省から毎年度決められた金額が交付金として狭山市に入る。その使途は市が自由に決められるもので、これまで道路整備や消防団の消防車両購入などに充当しており、今年度は移動図書館車の整備にも充当している。その交付金の一部を小中学生学習支援事業基金に積み立てたものである旨の答弁がなされた。歳出 1 項 3 目教育指導費中、1 番教育活動事業費の中に和解金とあるが、その概要はとの質疑に、市内公立中学校の卒業生から、在学中に校内の施設で発生した事故により負傷し完治が難しく、当時の学校側の指導体制に問題があったのではないかという申し立てがあり、様々対応した結果、最終的には和解という形となり、和解金の支払いを行ったものである旨の答弁がなされた。歳出 5 項 1 目社会教育総務費中、5 番学校支援事業費の説明の中にあった狭山市地域学校協働活動推進員はどのような役割で、人選はどのような形で行ったのかとの質疑に、地域学校協働活動推進員については、地域と学校をつなぐパイプ役を担ってもらっており、学校運営協議会のメンバーとして重要な役割を担っていただいている。具体的には、学校運営協議会に推進員 1 名を設置し、学校運営協議会の中で決まった内容について熟議し、地域とともに動こうとする時に、地域の人たちに、学校がこういうことを要望しているので一緒にやりましょうと、学校と地域をつなぐパイプ役になってもらっている。なお、人選に当たっては、学校長と地域の公民館長から推薦してもらっている旨の答弁がなされた。昨年度、学校運営協議会は 20 校にしか設置されていないから推進員は 20 名ということかとの質疑に、昨年度は、20 校すべてに地域学校協働活動推進員を推薦してもらえればよかったが、地域によっては選出できなかった。20 名設置する予算は確保していたが、結果として 12 名の設置となった旨の答弁がなされた。

議案第 53 号については、原案可決した。

議案第 54 号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき令和 7 年度教育委員会事務事業点検評価を実施したため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、この夏、入曽地域交流センターの平和事業に参加したが、琴や尺八の演奏とともに、戦争の話をいろいろな側面から語り部の方が語り大変感動した。私たちが、今、ここにいるのは、戦争で尊い命を落とした多くの人たちのおかげであるということをこの 10 年ぐらいで特に感じている。会場で見た「～命の尊さを語りつぐ～ユニット音祈鶴（おりづる）」による語りと演奏は、十分子どもたちでも聞ける意味あるとても良い公演であった。こういった事業は、大人にはもちろん、子どもたち向けにも実施している事業であると思うが、毎年必ずやり続けてほしい。中学生高校生になると触れる機会が少なくなってしまうとは思いますが、そういった事業は継続して実施してほしいとの要望がなされた。

また、学識経験者の意見等を見ると、全体に共通する指摘として、「「見直し実績」欄が空欄の事業においても、何かしら見直しや改善、工夫があったのではないだろうか。長期の成果目標に対してのそうした短期的な議論や、改善への取り組みこそが、毎年度の事務事業点検評価にとって重要である」とすると、ぜひ長期的な展望の中で、「該当年度に行ったこと」を振り返って記載して欲しい」と要望が書かれているが、まさにそのとおりである。すぐに成果が出る項目ばかりではない中で、やはり日々こういう工夫・改善を求め続けていくことがこれからも大切である旨の意見がなされた。

議案第 54 号については、原案可決した。

議案第 55 号 狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の解任について

狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の大西泰子氏並びに細田健司氏から任期途中で辞任したい旨の申し出があり、両氏を解任することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 55 号については、原案可決した。

議案第 56 号 狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員 1 名新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 56 号については、原案可決した。

以 上